

平成21年度社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター

第1回理事会議事録

- 1 開催の日時 平成21年5月12日(火) 午後3時00分～5時00分
2 場 所 日野市商工会館2階 201・202会議室
東京都日野市多摩平7丁目23番地の23

- 3 理事の現在数 13名

- 4 出席理事数及び氏名

理事長	安藤伸一	理事	伊藤幸子
副理事長	滝瀬仁久	理事	田中正支
専務理事	池田邦雄	理事	伊藤弘道
理事	尾寄義昭	理事	佐藤誠二
理事	佐藤外次	理事	長谷川須美
理事	平野利太郎	理事	野原久代

12名

(監事 馬場一衛 飯森誠之)

欠席者 理事 齋藤 清

- 5 定足数 7名 (定款第34条)

- 6 報告事項

- (1) 加入会員数及び構成員数について
(2) その他の報告事項について

- 7 議決事項

議案第1号	平成20年度事業報告の承認の件
議案第2号	平成20年度収支決算及び監査報告の承認の件
議案第3号	平成21年度第1回補正予算の承認の件
議案第4号	平成21年度第1回定時総会について
議案第5号	定時総会の役割分担について
議案第6号	社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター 会員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第7号	社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター 職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

8 議長及び議事録署名人の選任

- ① 事務局長 池田邦雄が開会を宣言。
- ② 理事長が挨拶を述べた後、新理事 長谷川須美氏が挨拶を述べる。(3月の定時総会を欠席したため)
- ③ 定款第33条の規定により理事長が議長に就任した。出席理事数は12名で、定款第25条及び第34条の規定による定足数を満たしているため、本理事会は有効に成立した。
- ④ 議長が、本理事会の議事録署名人に滝瀬仁久氏、池田邦雄氏の2名の理事を選任し、両氏がこれを受諾した。

9 議事の経過及び結果

(1) 報告事項

報告(1)、(2)を一括して事務局長が報告を行う。

議長が報告事項について意見・質問はないかを諮ったところ、理事より、「新入会員のマザアス日野の構成員は120人とのことだが、入所している人も含めているのか」との質問が出された。これに対し事務局長より「入所している人ではなく、そこで働いている従業員だけを入会させているので、問題はない。」との回答を示した。

ほかには特に意見・質問はなく、報告(1)、(2)は、全会一致で承認された。

(2) 議決事項

議案第1号 平成20年度事業報告の承認の件

事務局長より「平成20年度事業報告の承認の件」について説明を行う。

議長が意見・質問を求めたところ、「特になし」との声が上がったので、採決を行い、議案第1号「平成20年度事業報告の承認の件」は、全会一致で承認された。

議案第2号 平成20年度収支決算及び監査報告の承認の件

事務局長より、「平成20年度収支決算」について説明を行う。続いて飯森監事より平成20年度収支決算の監査報告を行う。

議長より質問・意見を求めたが、会場から「特になし」「異議なし」との声が上がり、議案第2号「平成20年度収支決算及び監査報告の承認の件」については、全会一致で承認された。

議案第3号 平成21年度第1回補正予算の承認の件

事務局長より、「平成21年度第1回補正予算の承認の件」について説明

を行う。

議長より意見・質問を求めたところ、理事より「個人情報漏えいに関する保険に入るとのことだが、パソコンの管理はどのように行っているか。」との質問が出された。事務局より「会員管理については、パスワードを入力しないとアクセスできないようになっているが、操作を行う個人を特定するものではない。セキュリティも一般的ではあるが信頼性のあるシマンテックを採用している。」と回答すると、理事より「個人情報については重大且つ慎重に扱わなければならないので、少々費用がかかってもセキュリティを強固なものにしておいた方がよい」という意見が出された。

ほかは特に質問・意見はなく、議案第3号「平成21年度第1回補正予算の承認の件」については、全会一致で承認された。

議案第4号 平成21年度第1回定時総会について

事務局長より、「平成21年度第1回定時総会について」説明を行う。

議長より意見・質問を求めたが、特になく第4号議案「平成21年度第1回定時総会について」の件は、承認された。

議案第5号 定時総会の役割分担について

事務局長より、「定時総会の役割分担について」提案説明を行う。

議長が意見・質問を求めたところ、「特になし」との声が上がり、議案第4号「定時総会の役割分担について」の件は、満場一致で承認された。

議案第6号 社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター

会員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

事務局長より、「会員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案説明を行う。

〔内容〕個人会員の入会資格について

「市内に居住し、市外の中小企業等に勤務する勤労者」は、個人会員として入会できたが、改正後は、勤務先の市にセンターと同様な組織があった場合は入会できず、同様な組織がない場合のみ入会を認める。これは、「市内に居住し、市内に勤務する勤労者」は個人としては入会不可で、「市内に居住し、市外に勤務する勤労者」は個人として入会を認めるのは不平等であるとの見方から改正を行うものである。

議長が意見・質問を求めたところ、理事より「個人会員を受け入れたことにより、今まで他の会員からクレームがくるようなことはないか」との質問が出された。事務局長より「クレームはない。むしろ個人会員として入ってくる人は、目的を持っての入会が多く（例えば、翌月に結婚や入学があり給付支給を目的に入会してくるなど）、それを全部の会員にされてしまうと財

政上も苦しくなってしまう、その点が心配である。」と回答した。

ほかには特に質問はなかったので、採択を行い、議案第 6 号「会員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の件は、満場一致で承認された。

第 7 号議案 社団法人日野市勤労者福祉サービスセンター

職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

事務局長より、「職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」提案説明を行う。

議長が意見・質問を求めたところ、「特になし」との声が上がったので、採択を行い、議案第 7 号「職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」の件は、満場一致で承認された。

議長から、すべての議案の審議が終わったが、他に意見・質問はないかと問いかけたところ、理事より、

- ① 聯合会の合同ツアーについて「毎年内容が良いので、今年の九州ツアーについても会報等で会員に宣伝してほしい」
- ② 給付について「入会の翌月には支給されるので、半年とか支給開始を遅らせてはどうか」

との意見が出されたほかは特に意見・質問はなく、議長が、第 1 回理事会が無事終了したことを感謝し、降壇。

司会の事務局長が定時総会 5 月 26 日及び第 2 回理事会 9 月 8 日の開催を出席者全員に確認した後、本日の日程がすべて終了したとの閉会宣言をし、本理事会は終了した。

本理事会の議決を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成21年 5月 13日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印